

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協同福祉会（以下「法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員等に対する職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 評議員に対する報酬は、定款第9条で定めた各年度の総額の範囲内で支給する。
- (2) 理事に対する報酬は、各年度の総額1,950万円の範囲内で支給する。
- (3) 監事に対する報酬は、各年度の総額4万円の範囲内で支給する。

(理事の区分)

第3条 理事に対する報酬等については、理事の職務によって区分して支給する。

- (1) 常勤の理事長
- (2) 常務理事
- (3) 業務執行理事
- (4) 非常勤理事

(理事に対する報酬)

第4条 理事に対する報酬は、勤務形態に応じて支給する。

- (1) 常勤の理事長は940万以上1,300万円以内で別表に基づき支給する。
- (2) 常務理事及び業務執行理事は、職員兼務の状況によって、別表に基づき支給する。
- (3) 非常勤理事には、一人当たり年間12,000円を支給する。
- (4) 理事長及び常務理事、業務執行理事は年俸制とする。

(評議員に対する報酬)

第5条 評議員には、一人当たり年間12,000円を支給する。

(監事に対する報酬)

第6条 監事には、一人当たり年間12,000円を支給する。

(支給方法)

第7条 年俸報酬は次の要領で支給する。

- (1) 年俸報酬は12分の1を毎月15日に支給する。
- (2) 新任の場合は着任の月から支給し、退任の場合は退任の翌月から支給を停止する。
- (3) 年俸受給者が3ヶ月以上にわたって執務不能となった場合は、4ヶ月目から減額または、支給停止の措置をとることができる。

2 非常勤理事、監事、評議員の報酬は次の要綱で支給する。

- (1) 理事及び監事の報酬は毎年6月に支給する。
- (2) 評議員の報酬は毎年6月に支給する。

(決定手続き)

第8条 理事長及び常勤理事に支給する報酬の個々人の金額については、当法人の収支および資産の状況、並びに非営利組織や福祉事業を行う組織の給与水準等を考慮し、役員報酬検討委員会の義に基づき、理事長が適切な額を決定するものとする。

(役員報酬検討委員会の構成)

第9条 役員報酬検討委員会は、5名の委員（理事3名、評議員2名）により構成する。

附則

1. この規程の改廃は理事会の決定によって行われる。
2. この規程は2001年6月1日から実施する。
3. この規程は2004年2月28日から一部改定して実施する。
4. この規程は2008年3月15日から一部改定して実施する。
5. この規程は2010年3月20日から一部改訂して実施する。
6. この規程は2017年6月24日から一部改訂して実施する。